

# 舟橋村教育大綱

令和8年3月  
舟 橋 村

## はじめに

### 1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）の一部が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の基本的な計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。この法の趣旨に基づき、総合的な施策の目標や根本となる方針を、令和3年度に舟橋村教育大綱（以下、「大綱」という。）として定めることとしました。

この大綱は、本村の教育行政に関する村民の意向をより反映させるため、村長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定するものです。

### 2 教育大綱の位置付け

この大綱は、本村の教育行政を推進するための基本指針となるものです。令和3年3月に策定された第5次舟橋村総合計画（令和3年度～令和12年度）「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」の学校教育、生涯学習・生涯スポーツ、芸術・文化・交流活動などの基本方針と整合性を図りつつ、定めるものです。また、令和3年に策定した大綱を見直し、令和8年度からの指針とします。

### 3 教育大綱の対象期間

この大綱は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とします。ただし、今後の教育をとり巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえて、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

## 舟橋村教育大綱

子供から大人まで、村民一人ひとりが生涯にわたって学ぶ心もち、より豊かな人生を送ることができるように、引き続き「教育村」としての環境の充実を図ります。

令和8年度からは、第5次舟橋村総合計画後期基本計画に掲げる「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」を実現するために、新たな「大綱」を次のように定めます。

### 舟橋村教育大綱の基本方針

#### 【基本方針1】 ～ 学校教育の充実 ～

一貫性と独自性のある学校教育を通して、よりよい地域社会を創るという理念を学校と地域が共有し、子供たちが夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育みます。

#### 【基本方針2】 ～ 生涯学習・生涯スポーツの推進 ～

舟橋会館や村立図書館の機能を充実し、学習機会の創出に努めるとともに、文化的な活動やスポーツ活動に村民が主体的に取り組むことができる環境整備を図ります。

#### 【基本方針3】 ～ 地域学校協働活動の定着 ～

学校・家庭と共に、地域ぐるみで次世代を担う子供たちの基本的な社会性や豊かな人間性を育む青少年活動の充実と教育風土の醸成に努めます。

## 【基本方針 1】 ～ 学校教育の充実 ～

一貫性と独自性のある学校教育を通して、よりよい地域社会を創るという理念を学校と地域が共有し、子供たちが夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育みます。

(主な取組)

- ・進んで学び、ともに学び合う活動を通して、「生きて働く技能の習得」「学びに向かう力・人間性の涵養」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」などの「確かな学力」とともに、「豊かな心」「健やかな体」を身に付ける教育を推進し、「生きる力」の育成に取り組みます。
- ・ICTの発展にともなう指導に対応することができるようになるなど、時代に対応した指導力をもつ教職員の資質向上を図るとともに、小中学校の一貫教育を推進します。
- ・子供の実態に応じた特別支援教育を推進します。
- ・道徳教育を基盤に、いじめ防止対策の充実を図り、安心・安全な教育環境を整備します。
- ・情報教育や国際教育、環境教育など時代のニーズに対応した実践に取り組みます。
- ・時代に即したICT環境を整え、質の高いICT教育を推進します。
- ・総合的な学習の時間等で、地域の教育資源や地域学校協働活動を活用し、ふるさと教育や「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業等の体験学習を推進します。
- ・学校運営協議会を核とした地域とともにある学校に向け、地域住民にも開かれた教育課程を展開します。
- ・農業体験学習等を通して、食に関する意識や知識の向上を図ります。
- ・教育施設・設備の安全点検・補修を確実に実施し、保健・衛生環境を充実します。

## 【基本方針 2】 ～ 生涯学習・生涯スポーツの推進 ～

舟橋会館や村立図書館の機能を充実し、学習機会の創出に努めるとともに、文化的な活動やスポーツ活動に村民が主体的に取り組むことができる環境整備を図る。

(主な取組)

- ・舟橋会館や村立図書館を生涯学習の拠点とし、ボランティア団体等の各種講座や村民大学、コンサート、「外国絵本のお話し会」などのほか、役場職員による「おはなし会」などを開催して、全世代の生涯学習機会の創出を図ります。
- ・住民交流の拠点である舟橋会館の利活用を推進するとともに、サークルやクラブなどの自主的な活動で気軽に利用できる施設サービスに努めます。
- ・村立図書館では、小中学校の蔵書相互検索により利用者サービスの向上を図るほか、中学生以下の図書利用カードを持っている舟橋村民の利用者に「こころのえいよう手帳（読書手帳）」を配布し読書活動の推進に努めます。また、利用者のニーズに応じて、暮らしに役立つ本や雑誌を豊富に提供するほか、親子が楽しめるマンガや絵本を収集・提供し、地域住民に寄り添った学習拠点を創出します。
- ・毎年開催している「舟橋村文化祭」において、保育園・こども園、小学校、中学校、かがやき教室の子供たちなどの作品を展示するほか、芸術・文化活動を行う各種団体の育成及び支援に努め、ステージ発表など、成果を発表する機会を創出します。
- ・舟橋村文化スポーツクラブ“バンドリー”を中心に、村民のニーズを反映した各種教室や行事を充実します。
- ・体育行事の企画や広報活動等を通じて、スポーツ協会や住民運動会実行委員会等への支援を行い、村民が参加しやすい体制づくりを進めます。
- ・学校体育施設の活用やテニスコートの管理、民間スポーツ施設との連携等利用しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導員等の指導者の発掘および育成を進めます。
- ・村民が保存する埋蔵文化財の調査・記録・保存を推進し、文化財を活用して村の歴史に触れる機会の創出を図るなど、郷土愛の醸成に努めます。
- ・外国人との交流会や異文化に触れる機会を設け、国際交流を推進します。

**【基本方針3】 ～ 地域学校協働活動の定着 ～**

学校・家庭と共に、地域ぐるみで次世代を担う子供たちの基本的な社会性や豊かな人間性を育む青少年活動の充実と教育風土の醸成に努めます。

(主な取組)

- ・地域学校協働本部「ふなはしテトラ」の体制づくりを推進するとともに、学校、地域、行政が継続的に連携・協働して、子供たちの健全な育成に努めます。
- ・小中一貫教育と連動して、子供たちの自己有用感を高め、規範意識を醸成します。
- ・青少年の健全育成活動を推進し、人権尊重や非行防止の意識を醸成しながら、地域全体で見守り育てる環境づくりに努めます。
- ・住民の防犯・交通安全意識を高め、犯罪や事故のない安全・安心な環境整備に努めます。

